

入間市立学童保育室の現状と課題

1 入間市立学童保育室の現状

(1) 学童保育室の運営状況

学童保育室事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、こどもが健全に育つために適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。入間市内に25施設ある公設学童保育室のうち、20施設を市の直営で運営し、5施設を民間委託にて運営しています。

開設場所は、そのほとんどが校地内か校舎内となっており、今後、学校の建て替え等にあわせて複合化を予定しています。

その他、市内には民設民営学童保育室として、藤沢小学校区に「アフタールーム チポリーノ」、扇小学校区に「LEGATO（レガート）」、西武小学校区に「民間学童スキップキッズ」の3施設があります。

【公設学童保育室一覧】

地区	小学校区	学童施設数	現在の運営	学童の位置
豊岡第一	扇	2	直営	校地外
豊岡第二	豊岡	2	直営	校舎内
	東町	2	直営	校舎内
豊岡第三	高倉	1	直営	校舎内
	黒須	1	直営	校地外
東金子	東金子	1	直営	校舎内
	新久	1	直営	校舎内
金子	金子	2	民間委託	校地内
宮寺・ 二本木	狭山	1	直営	校地内
	宮寺	1	直営	校舎内
藤沢第一	藤沢北	3	民間委託	校地内
	藤沢	1	直営	校地内
藤沢第二	藤沢南	2	直営	校地内
	藤沢東	2	直営	校舎内/校地内
西武	仏子	1	直営	校地内
	西武	2	直営	校地内
合計		25		

(2) 開室時間と保育料の現況

ア 開室時間

市立学童保育室の開室時間は、平日の放課後では授業終了後から午後6時30分までとし、土曜日や長期休暇期間等の学校の休業日では午前8時から午後6時30分までを原則としています。

なお、保護者のニーズに応えるため、令和3年度から開室時間の延長制度を設けており、保護者からの申請に応じて開室時間の前後30分の延長を可能とし、児童を預かることとしています。

【開室時間】

区分	通常保育	延長保育
平日	放課後～18:30	18:30～19:00
土曜・学校休業日	8:00～18:30	7:30～8:00 18:30～19:00

イ 保育料

市立学童保育室の保育料は、児童1人あたり月額7,000円を基本額としており、土曜日や長期休暇期間等の学校の休業日や延長保育の利用実績に応じて、翌月の保育料へ加算されます。

なお、学校休業日加算額、延長時間加算額は、令和3年度に開室時間延長などのサービスの充実に合わせて設定しましたが、月額保育料の改定は、平成20年度以降、行われていません。

入間市行政改革大綱第2期実行計画では保育料の見直しの検討が位置付けられており、また、令和4年度に実施した、入間市公開事業見直し「入間（いるま）ドック」では運営主体の在り方についての検討や学童保育料の検証が必要であると指摘されています。

【保育料等】

区分	前年分 所得税	前年度 市民税	保育料	学校休業日 加算額	延長時間加算額 (朝・夕別加算)	傷害保険料 保護者負担金
D階層	課税	—	7,000円/月	280円/日	100円/回	1,000円/年
C階層	非課税	課税	3,000円/月	120円/日		
B階層	非課税	非課税	0円/月	0円/日	0円/回	0円/年
A階層	生活保護等					

(3) 保育料と負担割合

令和5年度決算額からは、児童1人あたりの平均月額保育料は7,600円（基本保育料7,000円、延長等加算額600円）、学童保育室運営費における保護者の負担割合は22.4%という結果になりました。

国の補助金「子ども・子育て支援交付金」では、学童保育室の運営費の半分の50%を保護者が、残りの半分を国、県及び市が3分の1ずつ負担することを基準に交付金の制度設計がされています。この負担割合に近いほど適正であると言えますが、本市においては、保護者の負担割合が非常に低いため、その代わりに市の負担が49.4%と、保護者の負担が足りない分を補填している結果となり、実情としては3倍近い負担割合となっています。

【参考】令和5年度決算額（収入済額決算ベース）

保護者負担金 22.4% 85,793,960円	国 14.1% 54,255,000円
	県 14.1% 54,240,000円
市財持出負担分 135,119,385円	市 49.4% 54,240,000円
市 負担額合計 189,359,385円	
総額 383,648,345円	

★子ども・子育て交付金負担割合モデル

50%	保育料	国	16.7%
		県	16.7%
		市	16.7%

(4) 埼玉県内における保育料の状況

令和5年度に埼玉県が実施した県内各市町村における放課後児童クラブ（学童保育室）の設備及び運営の状況調査（基準日：令和5年5月1日）では、利用料金（おやつ代含む）の平均は、7,451円であり、土曜日や長期休業期間における利用料については加算を実施している市町村もあります。

なお、この利用料金の平均値は、一律の場合はその金額、学年や所得によって金額が違えば平均額としていることから、単純には比較できない数字となっています。

(5) 近隣市における保育料等の状況

本市における保育料は、近隣市と比較しても安価となっています。

【近隣市の保育料等】

	月額保育料	傷害保険料	減免規定	おやつ代等
所沢市※1	10,000円	1,000円/年	有	別途徴収あり
狭山市※2	10,000円	0円	有	0円
飯能市※3	4,000円～16,000円	0円	有	0円～2,000円
日高市※4	12,000円	0円	有	0円

※1 同じ世帯で2人以上の児童が同時に同一のクラブに入所する場合、2人目以降は5,000円

※2 生活保護世帯 0円、就学援助世帯 5,000円、その他 10,000円となる。小学3年生までの児童が2人以上入室している場合、2人以降は5,000円、3人目以降は免除

※3 利用する児童クラブ、学年により異なる（低学年では8,000円～13,000円）。また、ひとり親世帯、兄弟姉妹で2人以上入室している場合などは保育料が減免になる場合がある。

※4 市町村民税所得割額が48,600円未満の世帯は3,500円、生活保護世帯は免除

(6) 全国における運営状況

国（こども家庭庁）が令和6年度に実施した「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査（令和6年5月1日現在）」のまとめによると、放課後児童クラブ（学童保育室）の数は、平成24年から令和6年にかけて約4,500か所増加しています。設置・運営主体の内訳では、「公設公営」は約2,300か所減少し、1/4程度となっています。「公設民営」は約4,000か所増え、令和6年度は全体の半数を「公設民営」が占めていることがわかります。

【学童保育室の設置・運営主体別箇所数】

	平成24年	令和6年	増減数
公設公営	8,490 (40.27%)	6,176 (24.1%)	-2,314
公設民営	9,077 (43.05%)	13,076 (51.0%)	+3,999
民設民営	3,518 (16.68%)	6,383 (24.9%)	+2,865
	21,085	25,635	+4,550

(7) 埼玉県内における学童保育室の運営状況

令和5年度における県内の公設学童保育室は1,519か所で、そのうち公営学童保育室は481か所（31.7%）となっており、約7割近くの公設学童保育室が民間事業者によって運営されています。

(8) 近隣市における運営状況

近隣市において、直接運営をしている自治体は、狭山市のみで公設の約半数となっています。

【近隣市における運営状況】

	所沢市	飯能市	狭山市	日高市
施設数	公設民営 41 施設	公設民営 17 施設	公設公営 11 施設 公設民営 15 施設	公設民営 12 施設
公設民営の 運営方法	指定管理者	すべて民間委託	指定管理者	すべて民間委託
設置場所	校舎内 12 施設 校地内 5 施設 その他 24 施設	校舎内 4 施設 校地内 7 施設 その他 6 施設	校舎内 12 施設 校地内 11 施設 その他 3 施設	校舎内 5 施設 校地内 1 施設 その他 6 施設

(9) 公設民営学童保育室の福祉サービス第三者評価

学童保育室の民間委託についての第三者評価は、社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質について、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的に評価するものであり、国の「放課後児童クラブ運営指針」に則った保育運営がなされているかという点が評価のポイントになります。

令和3年度に実施した金子学童保育室に対する第三者評価では、全体的に評価項目の内容を達成しており、特に「職員の教育・研修」には独自の工夫が見られるとの評価をいただきました。また、「障害のある子どもや特に配慮を必要とする児童への対応」「虐待の疑いにある児童への対応」では、支援員間で連携し、関係機関ともつながりながら育成支援を進める体制が構築されているなど高評価だったほか、「事例検討」を毎月実施している点、受託事業者によるバックアップ体制が充実しており、現場の職員の悩みに寄り添っている点も特筆すべき点であり、企業運営の良さが十分に発揮された運営がなされているとの評価を得ました。

令和5年度に実施した藤沢北・藤沢北第二・藤沢北第三学童保育室に対する第三者評価では、デジタルに頼らない学童保育室ならではの遊びを用意するなど、施設職員・運営法人・市の工夫により、こどもが多様な経験を通じて楽しく過ごせるよう、遊びの機会や環境を充実させているところ、期待する職員像を「自己研鑽に励み、必要な知識や技術の習得、維持及び向上に努めている」と示し、その実現に向けて放課後児童支援員の資格取得を支援するなど、法人内研修を中心に職員の教育・研修の機会を確保し、育成を図っているところが高い評価を得ました。

これらの第三者評価の結果からは、職員の育成が高評価を得ており、受託事業者においては、職員を採用するにあたって、求める人物像を明確化し、独自の採用基準を設定・遵守することで職員の資質が担保される仕組みづくりがなされており、学童保育室の運営を委託することによって「保育の質」が低下するのではないかと、という懸念は払拭されたと理解するところであります。

むしろ、人材育成に力を入れ、豊富に研修の機会を設定している事業者を選定することにより、人材マネジメント能力を補う体制が強化され、効率的な「保育の質の向上」に寄与することが確認されました。

(10) 公設民営学童保育室の利用者満足度

評価機関が実施した藤沢北・藤沢北第二・藤沢北第三学童保育室では、保護者向け利用者調査による「総合満足度」において、調査に回答した世帯の78.9%が「大変満足」、15.5%が「満足」となり、「不満」「大変不満」と回答した世帯は0%でした。保護者からの意見としては、「民営化され満足しています」「学童が民間へ委託になってから、子どもたちが楽しく通っています」「民間事業者に運営が変わってから、楽しそうに通っていて本当に感謝しています」といった感謝の声を聴くことができ、これも委託化による効果は大きいものと判断できると考えます。また、夏休みなどでこどもが朝から通ってくる長期休業期間中において、昼食を専門業者に注文できる仕組みを設けており、こういった配慮やサービスは保護者にとって大変ありがたいとの感謝の声が多く寄せられています。

(II) 公設公営学童保育室の支援員等の配置と高齢化の現状

公設公営の学童保育室では、「入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」による配置基準を踏まえ、概ね児童40人未満を1支援単位とし、支援の単位ごとに、原則、支援員3人、補助員2人の計5人、1施設2支援の場合は支援員4人、補助員1人の計5人を基準として配置しております。

公設公営学童保育室における令和6年4月1日時点での支援員及び補助員数は、学童保育室全体で産休中の支援員1名を含む支援員81人、補助員26人の計107人を配置しておりますが、職員の高齢化による将来的な運営の困難さを懸念しています。

【職員の配置状況】

(令和6年4月1日現在 単位：人)

No.	施設名	必要配置数		配置状況		増減数	
		支援員	補助員	支援員	補助員	支援員	補助員
1	豊岡学童	3	2	4	1	+1	-1
2	豊岡第二学童	3	2	4	1	+1	-1
3	藤沢学童	3	2	4	1	+1	-1
4	西武学童	3	2	4	1	+1	-1
5	西武第二学童	3	2	4	1	+1	-1
6	東金子学童	3	2	4	2	+1	±0
7	藤沢北学童	—	—	—	—	—	—
8	藤沢北第二学童	—	—	—	—	—	—
9	藤沢北第三学童	—	—	—	—	—	—
10	高倉学童	3	2	4	2	+1	±0
11	黒須学童	4	1	4	3	±0	+2
12	扇学童	4	1	5	0	+1	-1
13	扇第二学童	3	2	4	1	+1	-1
14	金子学童	—	—	—	—	—	—
15	金子第二学童	—	—	—	—	—	—
16	狭山学童	4	1	4	2	±0	+1
17	藤沢南学童	3	2	4	1	+1	-1
18	藤沢南第二学童	3	2	4	1	+1	-1
19	藤沢東学童	3	2	5	1	+2	-1
20	藤沢東第二学童	3	2	3	2	±0	±0
21	仏子学童	3	2	4	1	+1	-1
22	宮寺学童	3	2	4	2	+1	±0
23	新久学童	3	2	4	1	+1	-1
24	東町学童	3	2	4	1	+1	-1
25	東町第二学童	3	2	4	1	+1	-1
計		63	37	81	26	+18	-11
		100		107		+7	

【職員の年齢構成】

(令和6年4月1日現在)

	年齢層	人数		年齢層	人数	年齢層	合計
	支 援 員	20～29歳		4人	補 助 員	20～29歳	1人
30～39歳		4人	30～39歳	2人		30～39歳	6人
40～49歳		6人	40～49歳	3人		40～49歳	9人
50～59歳		32人	50～59歳	5人		50～59歳	37人
60～69歳		35人	60～69歳	10人		60～69歳	45人
70歳以上		0人	70歳以上	5人		70歳以上	5人

【職員の年齢構成】

(令和8年4月1日予定)

	年齢層	人数		年齢層	人数	年齢層	合計
	支 援 員	20～29歳		3人	補 助 員	20～29歳	1人
30～39歳		4人	30～39歳	0人		30～39歳	4人
40～49歳		4人	40～49歳	5人		40～49歳	9人
50～59歳		25人	50～59歳	5人		50～59歳	30人
60～69歳		40人	60～69歳	9人		60～69歳	49人
70歳以上		0人	70歳以上	11人		70歳以上	11人

※70歳以上の方は補助員として配置となる。

2 入間市立学童保育室の課題と今後のあり方について

(1) 保育料の見直し

現行の基本保育料7,000円は、近隣市と比較しても安価となっています。また、国が想定する利用者の負担割合は、本来50%であるべきところ、23%程度と大きな開きがあり、適正な受益者負担とは言えないため、人件費などの様々な経費の高騰に鑑み、適正な受益者負担のためにも保育料の見直しは喫緊の課題であると認識しております。

市の歳出削減のためには、保育料の値上げが必須となりますが、できるだけ値上げ幅を引き下げるために事業経費をスリム化したうえで、適正な受益者負担となるよう、運営方法からも見直しが必要であると考えております。

(2) 運営方法の見直し

学童保育室は、就労等により保護者が家庭にいない児童にとって、無くてはならない施設ですが、本市では運営上の様々な課題を抱えております。支援員の高齢化、人材不足及び保育の質の維持が困難であることなどの課題の対応については、直営による対応では困難であることから、すでに一部の小学校区において、民間事業者による運営を実施している状況があります。

民営化された学童においては、夏季休業中等における給食サービスなど、民営事業者が提供するサービスについて、保護者からも高い評価を受けているほか、直営だった頃と比較し、保育の質の向上に寄与することが第三者評価の結果から確認できること、専門性の高い人材や優秀な人材の確保が可能であること、持続可能な運営体制の確保が期待できることなど、公設公営学童保育室が抱える運営上の課題を解決できることが認められました。また、市の直営による学童保育室の運営が人材確保の面から限界を迎えつつあり、公平性の観点からも市内全域での保護者のニーズに応える体制を整えるべく、更なる民間活力の導入について検討する必要があると考えております。



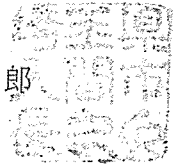
入こ支第1050号

令和6年11月8日

入間市児童福祉審議会

会長 池田 拓 様

入間市長 杉 島 理一郎



今後の入間市立学童保育室の運営について（諮問）

入間市児童福祉審議会条例（平成11年条例第18号）第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

今後の入間市立学童保育室の運営について

2 諮問の趣旨

入間市立学童保育室の保育料については、令和3年度に開室時間延長に合わせ、延長時間加算額及び学校休業日加算額を設定しましたが、月額保育料は平成20年度以降改定していません。人件費などの様々な経費の高騰に鑑み、適正な受益者負担を検討する必要があります。

また、運営形態については、令和3年度から一部の学童保育室において民間事業者に運営を委託しています。民間事業者による運営の状況を検証し、こどもの健全な育成に寄与する、より質の高い学童保育を実施するための運営方法を検討する必要があります。

このことから、入間市立学童保育室の保育料及び運営形態について、貴審議会にご審議いただきたく、諮問するものです。

3 答申の期限

令和7年6月末日まで